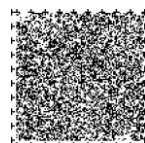
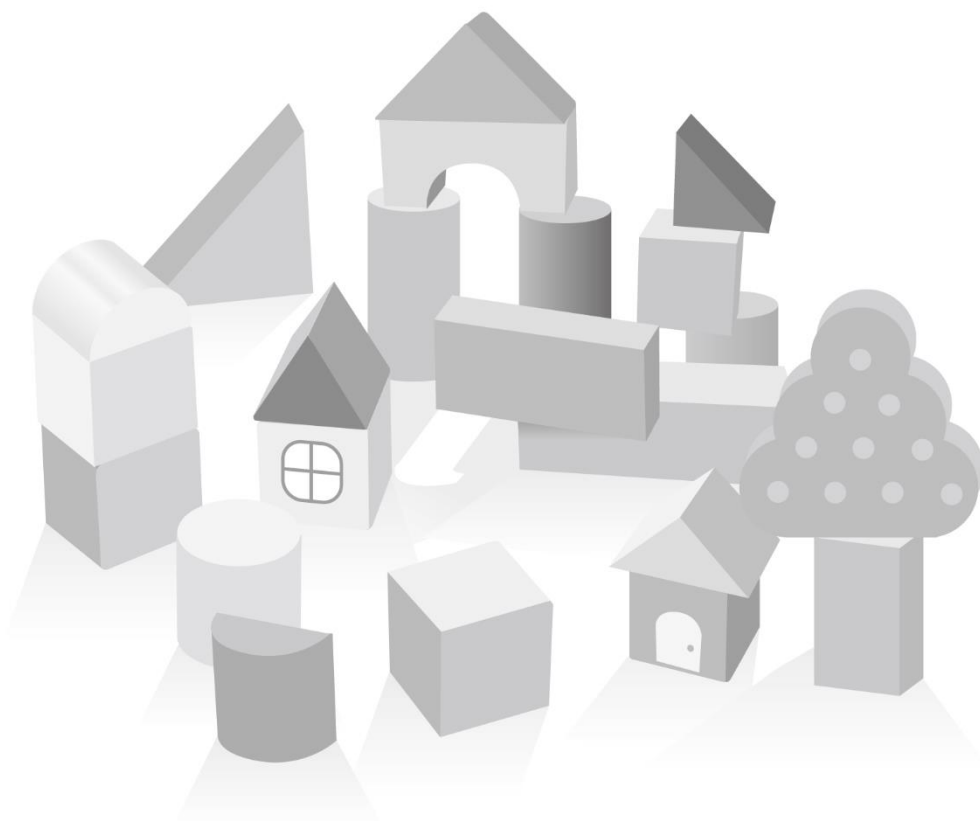




I .計画策定にあたって





1. 計画策定の背景と趣旨

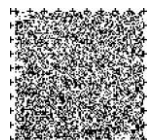
わが国の平成 29 年の出生数は 94 万 6,065 人となり、統計を取り始めた明治 32 年以降で過去最低を更新しました。平成 29 年の合計特殊出生率は 1.43 で、過去最低であった平成 17 年の 1.26 からは若干回復しているものの、人口を維持するために必要な合計特殊出生率 2.07 を大きく下回っています。

これまで国においては、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき様々な少子化対策の取り組みを進めてきました。しかしながら、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等、子どもと子育て家庭を取り巻く社会情勢等の変化から、一層の子育て支援が求められています。

このため、平成 27 年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が全国において本格的にスタートし、「量」と「質」の両面から社会全体で子ども・子育てを支えるとともに、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を形成するための様々な取り組みの更なる推進・強化が図られています。さらに、令和元年成立の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」では、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

このほか、平成 28 年の児童福祉法の改正による全ての子どもが権利の主体であることの明確化、平成 26 年にとりまとめられた「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しによる子どもの貧困対策の更なる推進など、子どもの最善の利益の実現を目指し取り組みを進めています。

本市においては、「幸手市次世代育成支援行動計画」の内容を包含した「幸手市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）に基づき、子どもや子育て家庭に対する施策や事業を総合的に推進してきました。同計画の策定から 5 年が経過したことから、あらためて市民のニーズを把握し、社会情勢や国の動向に対応した「第 2 期幸手市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定します。引き続き支援新制度の趣旨を踏まえ、これまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況や課題を整理し、「子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち」を政策目標に掲げ、施策の推進に努めます。

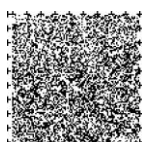
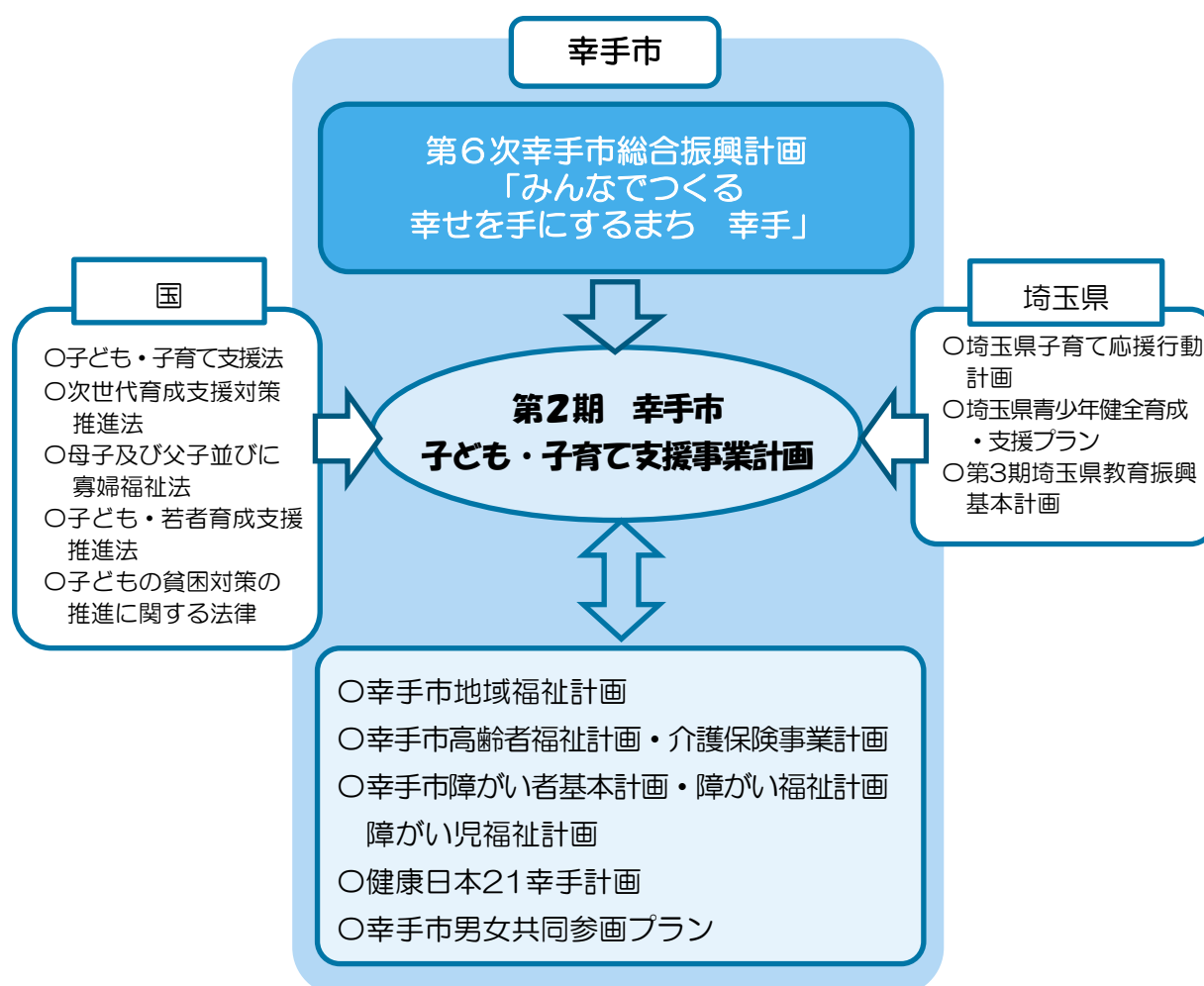




2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画です。策定にあたっては、その基本指針である「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定します。

また、本計画の最上位計画である、「第6次幸手市総合振興計画」やその他の関連する計画との整合、連携を図ります。





3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度を初年度として、令和6年度までの5年間とします。

社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

H27	H28	H29	H30	R 1	R2	R3	R4	R5	R6
第1期 幸手市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期 幸手市子ども・子育て支援事業計画				
					第6次幸手市総合振興計画				

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童（1,474名）、小学生児童（726名）を持つ保護者に対しニーズを把握するために、平成31年1月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

(2) 庁内子育て支援ネットワーク会議での検討

本計画について、庁内子育て支援ネットワーク会議を開催し、第2期幸手市子ども・子育て支援事業計画策定に向けて意見交換を行ってきました。

(3) 幸手市児童福祉審議会での検討

本市では、本計画内容を審議するため、幸手市児童福祉審議会に新たに幸手市子ども・子育て会議の機能を持たせ、学識経験者、教育・保育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。

(4) パブリックコメントの実施

「幸手市意見公募手続（パブリックコメント）制度」に基づき、計画策定にあたっての意見及び情報を広く市民から募集しました。

